



確定申告で医療費控除の対象になる場合があります

【対象となるサービス】

在宅の方

①②ともに「居宅サービスに対する自己負担額（1～3割）」が控除の対象

①医療費控除の対象となる居宅サービス（医療系サービス・介護予防サービスを含む）

○訪問看護

○訪問リハビリテーション

○居宅療養管理指導

○通所リハビリテーション

○短期入所療養介護

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一
体型事業所で訪問看護を利用する場合
に限る）○複合型サービス（医療系サービスを含
む組合せで提供される場合に限る（生
活援助中心型の訪問介護の部分を除
く）②①と併せて利用する場合のみ医療費
控除の対象となるサービス（介護予防
サービスを含む）

○訪問介護（生活援助中心型を除く）

○夜間対応型訪問介護

○訪問入浴介護

○通所介護

○短期入所生活介護

○地域密着型通所介護

○認知症対応型通所介護

○小規模多機能型居宅介護

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一
体型事業所で訪問看護を利用しない場
合および連携型事業所に限る）○複合型サービス（医療系サービスを含
まない組合せで提供される場合に限る
「生活援助中心型の訪問介護の部分
を除く）○地域支援事業の訪問型、通所型サービ
ス（生活援助中心型のサービスを除く）
※いずれも居宅（介護予防）サービス計
画に基づいて利用したもののみ

介護保険施設に入所している方

①指定介護老人福祉施設（特別養護老人
ホーム）・地域密着型介護老人福祉施
設：「施設介護サービスに対する自己
負担額（1～3割）」と食費・居住費に
係る自己負担額の合計額の2分の1
が控除の対象②介護老人保健施設・介護療養型医療施
設・介護医療院：「施設介護サービス
に対する自己負担額（1～3割）」と
食費・居住費に係る自己負担額」が控
除の対象
※介護福祉士などによる喀痰吸引などの
対価も対象となります。

要支援・要介護の方および、その方を介護している方へ

確定申告手続きに利用できる認定書を発行します

障害者控除対象者認定書

住民税（市・都民税）や所得税の確
定申告の際、この認定書を添付するこ
とで、本人またはその扶養者が、障害
者控除または特別障害者控除を受ける
ことができます。対 象 市内に住民票があり、身体障
害者手帳などの交付を受けていない65
歳以上で、要介護認定された方など

認定基準

障害者控除

・要介護状態にあり、日常生活自立度
がランクAの方
・認知症であり、日常生活自立度がⅡ
またはⅢの方

特別障害者控除

・要介護状態にあり、日常生活自立度
がランクB以上の方
・認知症であり、日常生活自立度がⅣ
以上の方
・寝たきり状態である方

認定基準②

所得税または市・都民税の申告の対
象となる年の12月31日（年の途中で亡
くなられた場合は、亡くなられた日）
申請できる方本人とその家族（扶養している方）
※介護度・日常生活自立度など、個人
情報に関する問合せに電話で答える

ことはできません。

申請方法

市役所1階高齢福祉介護課に、対象
となる方の介護保険証をお持ちくださ
い。郵送でも受け付けます。詳しくは、
市公式サイトを確認してください。▲詳しくはこちら
（市公式サイト）【日常生活自立度の区分（要介護認定時
の状態）】・ランクA：屋内での生活はおおむね
自立しているが、介助なしで外出で
きない。・ランクB以上：屋内での生活に何ら
かの介助を要し、日中もベッド上で
の生活が主体である。・Ⅱ・Ⅲ：日常生活に必要な意思疎通に、
困難さが多少みられる。・Ⅳ以上：日常生活に必要な意思疎通
に、困難さが頻繁にみられる。

問合せ

☎ 177

高齢福祉介護課高齢福祉係

※介護保険サービス事業者は、利用者に
対して医療費控除対象額を記載した領
収書を交付してください。問合せ 申告方法・手続きについて：青
梅税務署 ☎ 0428-222-3185
／介護保険制度について：高齢福祉介
護課介護保険係 ☎ 149介護保険料は社会保険料控除
の対象です介護保険料は、健康保険や年金の保険
料と同様に、確定申告の際に社会保険料
控除として申告することができます。※介護保険料が公的年金から特別徴収さ
れている場合は、その年金を受給して
いる方のみ申告することができます。問合せ 申告方法・手続きについて：青
梅税務署 ☎ 0428-222-3185
／介護保険制度について：高齢福祉介
護課介護保険係 ☎ 149介護保険負担限度額認定証を
申請する方へ介護保険負担限度額認定証は、住民税
（市・都民税 非課税世帯の方が対象です。
認定証を申請する方は、必ず確定申告
または住民税の申告をしてください。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 ☎ 143

おむつにかかる医療費控除に
必要な書類を市から発行できます寝たきり状態や治療上必要な方のおむ
つ代は、医療費控除の対象になる場合が
あります。医療費控除を受けるには、「医
療費控除の明細書」と医師が発行した「お
むつ使用証明書」が必要です。次の①②のいずれにもあてはまる方は、
「おむつ使用証明書」の代わりに「市が主
治医意見書の内容を確認した書類」を市
から発行できる場合があります。①おむつを使用した当該年に要介護・要
支援認定の有効期間がある方②要介護・要支援認定の際の「主治医意
見書」により、寝たきり状態で尿失禁
の可能性のあることが確認できる方※令和7年確定申告から、おむつにかか
る医療費控除を受けることが1年目の
方でも、「市が主治医意見書の内容を確
認した書類」を発行できる場合があります。
詳しくは問い合わせてください。必要書類 介護保険被保険者証、来庁す
る方の身分を証明できるもの問合せ 申告方法・手続きについて：青
梅税務署 ☎ 0428-222-3185
／「市が主治医意見書の内容を確認し
た書類」について：高齢福祉介護課介
護認定係 ☎ 145あなたも私も健口長寿！
～よくわかる！お口の機能向上講座～「いつまでも、おいしく食べて、笑顔で暮らしたい」そんな願い
を叶えるヒントがいっぱいの講座です。お口の健康を保つコツや
食事の取り方などをお伝えします。日 時 2月21日(金)午前10時～正午
会 場 プリモホールゆとろぎ講座室1
対 象 市内在住の65歳以上の方
定 員 50人（申込順）内 容 高齢者の口腔機能／フレイル予防と対策／咀嚼機能の向
上訓練など、お口のトレーニング／食事をおいしく食べられる
ようにするには講 師 文字山 もんじやま 穂瑞さん（医療法人社団仁岳会・西東京歯科医
院歯科衛生士）申込み・問合せ 1月15日(木)～2月20日(木)に、上記申込フォーム、
Eメール、電話または直接、高齢福祉介護課介護予防・地域支
援係 ☎ 197 へ

✉ s304200@city.hamura.tokyo.jp

※Eメールで申し込むときは、件名に「お口の機能向上講座申込み」
本文に「氏名、年齢、住所、電話番号」を記入してください。

▲申込フォーム

「いこいの里」通所介護
（デイサービス）事業を終了「いこいの里」の通所介護（デイ
サービス）事業は、市内の介護サー
ビスを確保するため、平成12年から
実施してきました。しかし、現在では市内や近隣の事
業所数が増え、サービスが充足して
きたことから、当初の目的は達成し
たと判断し、いこいの里の通所介護
事業は本年6月30日をもって終了
することとしました。なお、カラオケや入浴事業、いき
いき講座、ヘルストロン、卓球など
の老人福祉センターとしての利用に
変更はありません。引き続きご利用
ください。問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係
☎ 175